

## ねんりんピック富山2018協賛イベント募集要綱

### (趣旨)

第1条 ねんりんピック富山2018実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第31回全国健康福祉祭とやま大会（ねんりんピック富山2018）（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する市町村、関係機関、団体及び民間企業等（以下「実施団体」という。）が実施するイベント（以下「協賛イベント」という。）であって、大会の多彩な展開と県民の参加意欲の醸成に寄与するものを広く募集する。

### (承認)

第2条 ねんりんピック富山2018実行委員会会長（以下「会長」という。）は、次の各号のすべてに該当するイベントを協賛イベントとして承認するものとする。

- (1) イベントの内容が、全国健康福祉祭開催要綱（昭和62年10月17日付厚生省発政第22号）の7の(2)に規定する健康、福祉・生きがいに関連するものその他大会の趣旨に沿うもので、目的・内容が明確にされているもの
- (2) 富山県内において実施するもの
- (3) 平成30年1月1日（月）から同年11月6日（火）（大会最終日）までに実施するもの
- (4) イベントの実施費用については、実施団体の負担とするもの
- (5) 単に実施団体の親睦を目的とするものではなく、公益性を有するもの
- (6) 営利を目的としたものでなく、かつ、入場料等を徴収する場合はその額が適切であるもの
- (7) 宗教活動又は政治活動を内容としないもの

2 前項の規定にかかわらず、会長が協賛イベントとして適当と認めるものは、承認することができる。

### (申請)

第3条 実施団体は、協賛イベントの承認を受けようとする場合には、あらかじめ協賛イベント承認申請書（様式第1号）を、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を協賛イベント（変更・中止）承認通知書（様式第2号）又は協賛イベント（変更・中止）不承認通知書（様式第3号）により通知する。

### (募集期間)

第4条 協賛イベントの募集期間は、平成29年6月8日（木）から平成30年6月29日（金）までとする。ただし、大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内において実施を希望する場合の募集期間は、平成29年6月8日（木）から同年11月30日（木）までとする。

### (計画内容の変更等)

第5条 実施団体は、協賛イベントの計画内容の変更等をしようとするときは、速やかに協賛イベント変更（中止）承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請書を受理した場合に準用する。

### (特典)

第6条 協賛イベントには、次の特典を付与する。

- (1) 大会マスコット「きときと君」のイラスト、規定書体（大会ロゴ）及びシンボルマーク等の利用。

ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピック富山2018マスコット等の使用に関する規程」及び「デザインガイドマニュアル」を遵守すること。

(2) 実行委員会の後援名義の使用

(3) 大会広報物品の提供並びにのぼり旗及び横断幕の貸出。ただし、取扱いに当たっては、別に定める「ねんりんピック富山2018広報物品等貸出等要領」を遵守すること。

(4) その他会長が特に認めるもの

(経費の一部負担)

第7条 大会期間中に実行委員会が主催するイベント会場内において実施が承認された協賛イベントについては、当該イベントで使用するスペースの使用料及びイベントの看板等の共通仮設物は実行委員会が負担する。

(協賛イベントの明示)

第8条 実施するイベント名称については、協賛イベントであることを明確にするため「ねんりんピック富山2018協賛イベント」をイベント名称の前後いずれかに明示することとする。

(実績報告書)

第9条 実施団体は、協賛イベントが完了したときは協賛イベント実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を、完了後1ヶ月以内に、会長に提出しなければならない。

(実施団体名等の公表)

第10条 協賛イベントについては、ねんりんピック富山2018公式ウェブサイトや広報物等において、イベント名、実施団体名、実施内容等を掲載する。

2 提出された実績報告書については、実行委員会が発行するねんりんピック富山2018の公式大会報告書の作成に活用する。

(協議)

第11条 疑義のある場合やこの要綱に定めのない事項については、実行委員会と実施団体が協議の上、決定する。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。